（現金手続省令の準用）

第四十一条の十　現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

（登録の申請）

第四十二条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一～四　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第四十六条　［略］

［削る］

（電磁的方法による保存）

第四十九条の二　前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下この章において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　［略］

（電磁的方法による提出）

第五十四条の二　第四十二条から第四十七条までの規定による書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。

２　前項の規定により書類の提出が電磁的方法によって行われたときは、ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

第二節　登録調査機関

（登録の申請）

第五十五条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一～四　［略］

（準用）

第六十条　第四十二条の二、第四十三条、第四十五条から第四十八条まで及び第五十四条の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで」とあるのは「第五十五条、第五十八条第二項及び第三項並びに第六十条において準用する第四十二条の二、第四十三条、第四十五条並びに第四十七条」と読み替えるものとする。

（現金手続省令の準用）

第四十一条の十　現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

（登録の申請）

第四十二条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第四十六条　［略］

２　法第二十四条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録情報処理機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法

（電磁的方法による保存）

第四十九条の二　前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第五十九条の二において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

２　［略］

［新設］

［新設］

第二節　登録調査機関

（登録の申請）

第五十五条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

（準用）

第六十条　第四十二条の二、第四十三条及び第四十五条から第四十八条までの規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と読み替えるものとする。